



監督署の窓

長時間労働の 時間の認定

今日は、脳疾患で死亡された方の労働者災害補償保険への請求に関するお話をします。

労災保険においては、その認定のために各種の認定基準が定められていますが、特に「脳血管疾患及び虚血性心疾患等の認定基準」や「心理的負荷による精神障害の認定基準」においては、認定基準の中でも労働時間が大きな要素となっています。

今回の例は、被災者A

「だから知りません」「体
日に出かけるときは、いつもよりラフな格好でし
たが、会社に行くと言つ
ていました」「健診はやつていたと思います
が、結果について見せて
もらつたことはなく、聞いたこともありませんで
した」等々述べていまし
た。

診断で血圧の指摘があつたのですが、再検査や医療機関への受診等の確認はしておりません」「本人の机を整理したところ、過去数年間の健康診断結果が入っていました」

等々でした。

さんが脳出血で亡くなられたケースで、被災者の妻が請求人でした。被災者の妻の主張では、「夫はとても仕事が忙しく、毎日朝早くに出て行き、帰りはいつも遅く、休日も時々仕事に出かけていました」とのことでした。当方で被災者の妻に事情を確認したところ、「うちの夫は、毎朝私が起きる前に会社に行き、私が寝てから帰つてきました」「私はいつも8時に起きて、11時に寝ていました」「お酒を飲んでいた」

会社関係者は、「営業職は、一日中先への直行や直帰も多く、労働時間も本人に任せている」「営業職は、日中に空き時間が多く、実労働時間は把握できないが、成績さえあげてくれれば、何も言わない」「Aはお酒が好きで、いつも飲んでから帰っていた」「休

定する根拠は無いため、このような状況の中で恒常的な長時間労働があつたかどうかは全く不明で、Aさんの死亡が業務によるものかどうかの判断するには極めて困難と言わざるを得ませんでした。

産業保健セミナー2015 in あいち

平成27年11月20日（金）13：30～16：10
名古屋市中区役所ホール

主 催 愛知労働局、愛知県、名古屋市ほか
参 加 費 無料（申込受付印のある参加券の提出が必要）
定 員 300名（定員になり次第締め切ります）

内容 全国THP推進協議会表彰伝達

講演「ストレスタンクとメンタルヘルス」

ストレスチェック制度の運用によるメンタルヘルスの取り組みについて

「法令に基づくストレスチェック制度について」

制度導入の法令に基づく留意事項の説明

お問い合わせ先

(公社)愛知労働基準協会 (☎ 052-221-1439)

詳しくは、愛知労働局または(公社)愛知労働基準協会のホームページをご覧ください。

を指導しているところで、従業員の過重労働の防止などの観点から労働時間の把握や健康診断結果を管理することは当然のことだ。その後の相談、指導などの措置までが求められていますので、各会社の人事・労務担当の方々は、自社の管理体制の点検とさらなる改善をお願いいたします。